

食品衛生法の

営業許可制度が変わります！ 営業届出制度が始まります！

食品衛生法が改正され、**営業許可制度の見直し**、**営業届出制度の創設**が行われます。
食品等事業者の方は、新たに営業許可や届出が必要になる場合があります。

令和3年6月1日施行

食品等事業者

要許可業種

※HACCP制度化対象

営業許可対象業種が飲食店営業、菓子製造業を含む32業種となります。

【新設する業種】

漬物製造業、食品の小分け業 など

オリーブ新漬けの製造は「**漬物製造業**」に該当するため、令和3年6月1日以降にオリーブ新漬けを製造、販売するには営業許可が必要となります。

※「漬物製造業」など新設の許可業種について、令和3年5月末日に現に営業している事業者には、許可取得に経過措置期間（令和6年5月末日まで）があります。

要届出業種

※HACCP制度化対象

・要許可業種、届出不要な業種のいずれにも該当しない営業をしている場合は、届出の対象になる可能性がありますので、早めに保健所に御相談ください。

【例】「**弁当販売業**」、「**野菜果物販売業**」、
「**農産保存食料品（野菜の水煮等）製造・加工業**」など

・届出は、**令和3年11月30日**までに行う必要があります。

※要許可業種、要届出業種は、令和3年6月1日から「HACCPに沿った衛生管理」の導入が必要になります。